

## Topics

- ▶ 2023年9月に、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）が自然に関する情報を企業が開示するための枠組みの最終提言を発表。
- ▶ 今後、各国で企業の開示を促す一段の取り組みが期待されるほか、機関投資家によるエンゲージメントの動きが、企業の開示を後押しするとみられる。
- ▶ 自然に関する開示は、環境の観点だけではなく、先住民の人々を巡る人権の観点も考慮することが求められる。

エコノミスト 枝村 嘉仁

## 自然に関する企業の開示フレームワークが遂に完成

2023年9月に、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）が、自然に関する企業の開示枠組みの最終提言を発表しました。TNFDとは、企業活動に対する自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織です。2021年6月の正式発足以来、4回にわたる開示枠組みのベータ版の公表を経て、遂に最終提言を取りまとめました。最終提言でTNFDは、企業が自然に関する開示を行うにあたって、「ガバナンス」、「戦略」、「リスクとインパクト管理」、「指標と目標」の4本柱に紐づく開示項目などを報告することを推奨しています（図表1）。この4本の開示の柱は、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の開示枠組み等でも採用されている概念で、他の枠組みとの整合性を取った格好です。

また、TNFDは、開示枠組みの策定の議論に関与する企業や金融機関などを対象としたサーベイを今夏に実施しました。同サーベイにおいて、回答者全体の70%が2025会計年度まで、86%が2026会計年度までにTNFDに沿った開示を開始することが可能と回答しました（図表2）。サーベイ対象に偏りがある点は割り引く必要があるものの、開示に対して多くの組織が前向きな見通しを示しており、今後こうした先進的な企業などが筆頭となり、自然に関する開示が進むと期待されます。

## 自然に関する開示の主流化は、生物多様性の国際目標の一つ

もっとも、自然に関する開示が、将来にわたって一部の先進的な企業の自主的な開示にとどまる可能性は低いと考えられます。そう考えられる根拠の一つとして、「昆明・モンリオール生物多様性枠組（KMGBF）」で掲げられた目標が挙げられます。KMGBFとは、昨年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された、今後の生物多様性の国際的な取り組みと目標について定めたフレームワークです。このKMGBFの中で、各国政府が2030年までに取り組む必要がある行動目標として、企業などが生物多様性に関するリスクや依存、影響を報告するために必要な施策を講じることが掲げられています。

次ページへ続く

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

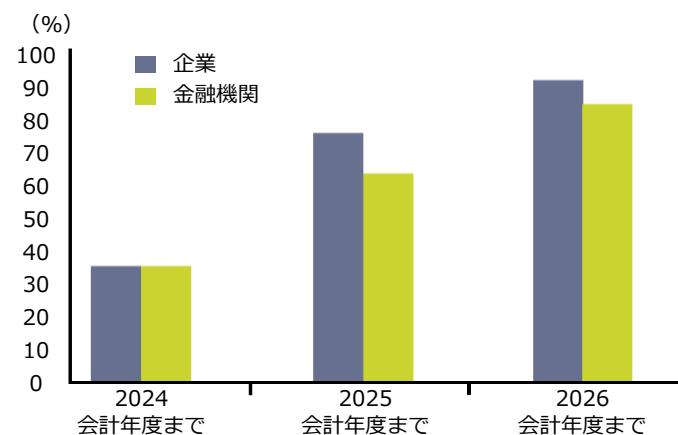
※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

図表1 TNFDが推奨する開示の4本柱

ガバナンス	戦略	リスクとインパクト管理	指標と目標
自然に関連する依存関係、インパクト、リスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する。	自然に関連する依存関係、インパクト、リスクと機会が、ビジネスモデル・戦略・財務計画に及ぼす影響について、その情報が重要である場合、開示する。	組織が自然に関連する依存関係、インパクト、リスクと機会を特定、評価、優先順位付け、監視するために用いるプロセスを記載する。	重要な自然に関連する依存関係、インパクト、リスクと機会を評価し管理するために用いる指標と目標を開示する。

出所：TNFD「Executive Summary of the TNFD Recommendations」を基にアセットマネジメントOneが作成

図表2 TNFD開示を行えるようになる時期に関するサーベイ\*



\*サーベイは2023年7月26日～8月24日に実施。TNFDフォーラムメンバーの企業、金融機関などが回答。回答数は239件。

出所：TNFD「Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures」の資料を基にアセットマネジメントOneが作成

企業の環境開示評価を行う国際NGOのCDPが行った調査によると、G20（20カ国・地域）メンバーで目次KMGBFにコミットした19カ国のうち、生物多様性に関連する企業への開示要求事項を導入済み、もしくは導入過程にあるのは、ブラジル、EU、インドネシアの3カ国・地域のみでした。日本も未導入ですが、日本はKMGBFを受けて策定した生物多様性の取り組み計画（生物多様性国家戦略2023-2030）の中で、「生物多様性に関する情報開示を行っている企業割合」を目標の評価指標として採用しており、将来的に企業に開示を促す施策が導入される可能性が想定されます。かかる中、日本以外の国においても開示規制の強化等の施策が今後展開されることになるとみられ、企業による自然に関する開示が主流化していくことが予想されます。

## 機関投資家のエンゲージメントも、企業の取り組みを後押しする見込み

しかし、一部の企業は、各国の規制強化を待たずして対応が求められることになる可能性があります。何故ならば、自然に関する適切な取り組みを求める機関投資家のエンゲージメントが強まる見込みだからです。そうした今後の動きの中心の一つとなるとみられるのが、「Nature Action 100 (NA100)」です。NA100は、自然分野の協働エンゲージメントのイニシアチブで、今年6月に正式に発足しました。NA100は、2030年までに自然と生物多様性の損失を反転させる上で重要と考えられる8つのセクター（図表3）から、エンゲージメント対象となる100社を選定しました。対象には日本からも複数の企業が選定されており、これらの企業は、NA100が掲げる「企業に対する投資家の期待」（図表4）に応えることが求められます。

## 先住民の人々を巡る人権の観点も重要

なお、NA100が掲げる期待の「実施」項目において、先住民や地域コミュニティに関する言及がありますが、生物多様性の保全において、こうした人々への配慮は極めて重要な観点です。IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）によると、世界の土地面積の少なくとも4分の1は、先住民の人々によって伝統的に所有・管理されている土地とされます。しかしながら、先住民の人々が利用する土地は必ずしも各国政府において、法的な権利が認められているわけではありません。そのため、企業は生物多様性に関連する取り組みにおいても、各国政府の法令を遵守するだけにとどまらず、そうした人々とのエンゲージメントを行いながら、取り組みを進めていく必要があります。

このように人権の視点を考慮する必要があることに加え、単一の評価指標が存在しない、また自然へのインパクトがロケーションに大きく左右されることなどから、自然に関する企業の開示は、気候変動の開示よりも複雑になるとみられます。しかしながら、今後予想される各国の開示強化の施策や、機関投資家のエンゲージメントなどを背景に、企業による自然に関する開示は、緩やかながらも着実に進展していく見通しです。

図表3 エンゲージメント対象となる8つの重要セクター

1	バイオテクノロジー・医薬品
2	農薬などの化学薬品
3	家庭用品・個人用品
4	消費財小売（eコマース、専門小売、販売店など）
5	食品（食肉・乳製品メーカーから加工食品まで）
6	食品・飲料小売
7	林業・製紙（森林管理、パルプ・紙製品）
8	金属・鉱業

出所: Nature Action 100のHPを基にアセットマネジメントOneが作成

図表4 NA100の「企業に対する投資家の期待」

野心	自然の損失の主な要因への寄与を最小限に抑え、2030年までに事業レベルおよびVC*上で生態系を保全・回復することを公約する。
評価	事業レベルおよびVC*上の、自然に関連する依存関係、インパクト、リスクと機会を評価し、公表する。
目標	自然に関連する依存関係、インパクト、リスクと機会に関するリスクアセスメントの下、状況に応じた科学的根拠に基づく期限付きの目標を設定。目標の進捗を年次で開示する。
実施	目標の達成に向けた全社的な計画を策定。計画の設計と実施は、権利に基づくアプローチを優先し、影響を受ける先住民や地域コミュニティと協働して進めるべき。計画の進捗を年次で開示する。
ガバナンス	取締役会の監督を確立し、自然に関連する依存関係、インパクト、リスクと機会の評価と管理における経営陣の役割を開示する。
エンゲージメント	VC*上の関係者、事業者団体、政策立案者、その他の利害関係者を含む外部の組織とエンゲージメントを行い、計画の実施と目標達成を可能にする環境を整備する。

\*VC：バリューチェーン

出所: Nature Action 100のHPを基にアセットマネジメントOneが作成

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

## 投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

### 【投資信託に係るリスクと費用】

#### ● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

#### ● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

##### ■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.85%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

##### ■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限年率2.09%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料：上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

### 【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
  1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
  2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。